

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4-2 規則第1条の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 第1号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3《中長期在留者》の規定に基づき法務大臣が交付する在留カード</u>の写しとする。</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(7) 第4号に規定する「通関士となるべき者その他の通関業務の従業者」に「派遣労働者」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条<u>第2号</u>《用語の意義》に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条<u>第1項</u>《契約の内容等》に規定する「労働者派遣契約」をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（同法<u>第2条第4号</u>に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。）の概要（労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、登記事項証明書、決算書等は要しない。）を提示させるものとする。</p> <p>(8) (省略)</p>	<p>(許可申請書の添付書面)</p> <p>4-2 規則第1条の規定の適用は、次による。</p> <p>(1) 第1号に規定する住民票については、申請者が、外国人であって、かつ、国内に居住している場合には、「これに代わる書面」として<u>外国人登録証明書の写し又は居住地を記載した外国人登録原票記載事項証明書</u>とする。</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(7) 第4号に規定する「通關士となるべき者その他の通關業務の従業者」に「派遣労働者」（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条《用語の意義》に規定する「派遣労働者」をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約（同法第26条《契約の内容等》に規定する「労働者派遣契約」をいう。以下同じ。）及び派遣元事業主（同法<u>第23条第1項</u>《事業報告等》に規定する「派遣元事業主」をいう。以下同じ。）の概要（労働者派遣契約については、契約書の写し。派遣元事業主の概要については、パンフレット等であれば足り、登記事項証明書、決算書等は要しない。）を提示させるものとする。</p> <p>(8) (同左)</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れる等」の意義)</p> <p>6-3 法第6条第4号ロ《欠格事由》に規定する「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け」とは、国税又は地方税に関する法律における罰則中「偽りその他不正の行為により………」の旨の定めがあるほ脱犯等の場合を指し、それ以外のほ脱犯等（例えば、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第144条の41第1項《軽油引取税に係る脱税に関する罪》</u>等に該当するもの）の場合はこれに該当しない。</p>	<p>(「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れる等」の意義)</p> <p>6-3 法第6条第4号ロ《欠格事由》に規定する「偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け」とは、国税又は地方税に関する法律における罰則中「偽りその他不正の行為により………」の旨の定めがあるほ脱犯等の場合を指し、それ以外のほ脱犯等（例えば、地方税法（昭和25年法律第226号）<u>第700条の28第1項《不納付犯》</u>等に該当するもの）の場合はこれに該当しない。</p>
<p>(関連業務の範囲等)</p> <p>7-1 法第7条の適用については、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 同条ただし書に規定する「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積み又は船卸しの業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）上の制限、外国貨物の運送の業務を行う場合の<u>貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）</u>上の制限等をいう。</p>	<p>(関連業務の範囲等)</p> <p>7-1 法第7条の適用については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 同条ただし書に規定する「他の法律において業務を行うことが制限されている」とは、例えば、外国貨物の船積み又は船卸しの業務を行う場合の港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）上の制限、外国貨物の運送の業務を行う場合の<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）</u>上の制限等をいう。</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(電磁的記録による帳簿等の作成又は保存)</p> <p>22-2 法第22条第1項《記帳、届出、報告等》の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類（以下この項において「帳簿等」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報<u>通信の</u>技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）の規定によるものとする。</p> <p>なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。</p>	<p>(電磁的記録による帳簿等の作成又は保存)</p> <p>22-2 法第22条第1項《記帳、届出、報告等》の規定により通関業者が作成又は保存しなければならないこととされている帳簿及び書類（以下この項において「帳簿等」という。）を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成又は保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報技術の利用に関する規則（平成17年財務省令第16号）の規定によるものとする。</p> <p>なお、マイクロフィルムによる帳簿等の保存についても、電磁的記録による保存と同様の取扱いとする。</p>
<p>(審査委員等の意見聴取の取扱い)</p> <p>37-2 法第37条第1項《処分についての審査委員等の意見の聴取》に規定する処分に際しての審査委員等からの意見の聴取には、次により取り扱う。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 通関業者から意見を聞くときは、「懲戒処分についての</p>	<p>(審査委員等の意見聴取の取扱い)</p> <p>37-2 法第37条第1項《処分についての審査委員等の意見の聴取》に規定する処分に際しての審査委員等からの意見の聴取には、次により取り扱う。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 通関業者から意見を聞くときは、「懲戒処分についての</p>

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>意見陳述に関する通知書」（B-1420）により通知する。 なお、陳述の方法は本人の選択により、次のいずれかにより行わせる。 イ 本人（法人にあつては、代表者又は法定の代理者又は法定の代理権（<u>会社法第11条《支配人の代理権》</u>）を有する者）又は代理人を指定する日時に税關へ出頭させて聽取する。 ロ （省略） (3)及び(4) （省略）</p>	<p>意見陳述に関する通知書」（B-1420）により通知する。 なお、陳述の方法は本人の選択により、次のいずれかにより行わせる。 イ 本人（法人にあつては、代表者又は法定の代理者又は法定の代理権（<u>商法第40条</u>）を有する者）又は代理人を指定する日時に税關へ出頭させて聽取する。 ロ （同左） (3)及び(4) （同左）</p>